

# 特記仕様書

工事番号： 1

工事名： 暑寒別天売焼尻国定公園白浜野営場整備工事その2

工事場所： 苫前郡羽幌町大字焼尻字白浜

## 1、一般事項

### 1) 共通仕様書の適用

- 1 本工事は、自然公園等工事共通仕様書（令和5年9月改定版）に基づき実施すること。
- 2 本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和6年4月改訂版）に基づき実施すること。

### 2) 概数の適用

- 1 自然公園等施設整備事業設計書の明細表の「備考」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。  
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。この場合甲乙協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、監督員と十分協議すること。

### 3) 標準図

- 1 標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

### 4) 下請選定通知

- 1 本工事の施工に際し、工事の一部で下請（1次下請・2次下請等）を行う場合は、それぞれの工事施工内容を明確にするため、必ず下請会社と下請契約（標準下請契約約款）で契約を行うものとし、直ちにその契約の写し・施工体制台帳・下請選定通知（建設工事事務取扱標準様式第25号様式）を発注者（工事監督員）に提出し、承認を得なければならない。
- 2 発注者との契約で工事の前払金がある場合において下請契約を行う場合には、中小企業経営者の保護の観点等から、極力同様の割合の前払金を支払い、かつ手形で支払う場合にはその支払い期限を90日以内とするなど、契約に際しては中小企業経営者に対し最大限配慮するように努力すること。

### 5) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林土木事業積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費： 労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費： 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、工事監督員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。
- 9 ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、「実績変更対象費に関する実施計画書」（様式1）の提出は不要とし、工事施工協議簿で確認を行う。確認後の実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。

## 2, 環境対策関係

### 1) 工事公害防止のための制限

#### 1 排出ガス対策型機械の使用について

本工事において共通仕様書1-36に示す建設機械（機種）を使用する場合は、建設現場の作業環境の改善及び大気環境の保全を図るため、排出ガス対策型機械(以下、「排対型機械」という。)を使用することを原則とする。

2 公道に路面汚損の恐れがある場合は、防止のための措置を講ずること。

3 本工事に使用する運搬路等において、工事車輛の通行等により砂利や粉じん等を周辺草地・農地・干場等に飛散しないよう注意して施工すること。なお、飛散させた場合は施工者の責任により速やかにその措置を講ずること。

### 2) 自然公園等

1 本工事は暑寒別天売焼尻国定公園特別地域内にある。そのため、支障木の伐採は工事監督員の確認を受けた上で行うものとする。また、目立つ色彩のものは設置しないようにし、工事施工跡地は風致の保護上支障のないように整理すること。

## 3, 残土、産業廃棄物等関係

### 1) 建設リサイクル法等

1 この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 建設リサイクル法第十一条の規定により、工事着手前に北海道知事(市町村経由)へ通知しなければならないことから、建設リサイクル法第十二条第一項により再生資源利用(促進)計画書をすみやかに工事監督員に提出すること。

また、実施状況を把握し再生資源利用(促進)実施書を作成し、建設リサイクル法第十八条第一項により工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

3 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊)は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処分施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

発生木材(建築資材、木材製品、仮設材等)

(1) 処分場所: 留萌振興局管内(受入可能な施設うち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定)

(2) 運搬方法: 片道運搬距離55km

(3) 処理方法: 減量化

4 本設計図書において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、受注者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第十三条及び分別解体等省令第四条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。

### 2) 北海道循環資源利用促進税(循環税)

1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

2 当該工事では循環税相当額は見込んでいないが、適切な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処理場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は別途、協議する。

## 4, 安全対策関係

### 1) 安全・訓練に関する施工計画の作成

1 本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

### 2) 現場周辺

1 工事箇所周辺の住民等に対しては、工事車両のスピード出し過ぎ・騒音・粉じん等で不安等を与えないよう注意すること。

2 工事区域との境界及び車両での入り口にはバリケード等を設置し、工事区域と一般住民との分離措置を図ること。位置、構造等については監督員と協議を行うこと。

## 5, その他

### 1) 週休2日を促進する森林土木工事の試行対象工事

- 1 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施の有無について施工計画書を提出する際に工事施工協議簿により工事監督員と協議するものとする。
- 2 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。  
週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。  
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場作成のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。
- 3 現場閉所とは、実質的に現場作業を行っていない日のことをいい、現場点検やコンクリート養生、書類整理等の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。
- 4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 5 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じており、対象期間における現場閉所達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて経費の補正を行い、請負代金額を変更する。  
なお、労務費の補正については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。  
補正率については、下表のとおり。

区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

注1) 現場の閉所状況

①4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

②4週7休 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

③4週6休 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

注2) 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、補正の対象としない。

- 6 対象期間を通し週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所を実施した場合には、工事成績評定において加点評価する。  
なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。
- 7 受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示版に掲示するものとする。
- 8 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。
- 9 受注者は、週休2日の取得状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ報告するものとする。  
また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。
- 10 受注者は別途交付するアンケートについて記入し、発注者に提出するものとする。

### 2) 現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。  
(1) 別表により、実施する項目を選択する。  
(2) 実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。
- 3 「産消協働」の運動に連携し取り組む場合には、地域との積極的なコミュニケーションを図るイメージアップの目的に沿い、当該工事においては、地元資材の使用に努めていることを標示すること。
- 4 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

5 〔別表〕

計上費目	実施する内容例（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設備及び管理運営 7. パンフレット・工事説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

3) 冬季施工関係

- 1 本工事の施工に当たり、除雪費のうち除雪深ごとの除雪回数（人力除雪においては除雪量）は概数として扱っているため、現地の積雪深、降雪量等について工事監督員と協議すること。

4) 既設運搬路について

- 1 本工事に使用した既設の運搬路等において、工事車輛の通行等により補修の必要が生じ、発生原因が受注者側の責任であることが明らかなる場合には、報告後、受注者の責任において問題解決の処置を講ずること。

5) 工事施行成績評定

- 1 本工事は施行成績評定対象工事である。なお、評定の基準・項目については「工事成績採点の審査項目別運用表」等に基づいて行っている。

6) 地域経済への配慮

- 1 当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配などを速やかに行うこと。

7) 各種様式について

- 1 工事提出書類で使用する各種様式については、北海道水産林務部総務課ホームページの「水産土木工事・森林土木工事に携わるみなさまへ」を確認し提出すること。  
HPアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.htm>

8) 協議事項について

- 1 上記によりがたい場合は、工事監督員と別途協議するものとする。

（ 留萌振興局 保健環境部 環境生活課 ）